

2006 年度 東アジアから福井県への観光客送客助成実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、中国、香港、台湾および韓国から福井県へ観光客誘致を促進するため、福井県内の宿泊施設に 1 泊以上宿泊し、福井県内観光地・施設を 2 か所以上観光する旅行を企画し、送客する中国、香港、台湾および韓国の旅行業者に対し、送客人数に応じて交付する助成金について、必要な事項を定める。

(助成対象事業者)

第 2 条 助成の対象事業者は、中国、香港、台湾および韓国において、適法に旅行業を営むものであって、日本への送客が行える旅行業者とする。

(助成金の交付額)

第 3 条 助成金は、内定を受けた送客数が 20 名を超えたときに限り交付される。ただし、予算の範囲内とし、申請受付順とする。

2 助成額は、福井県への送客数から 20 名を除いた人数に 3000 円を乗じた金額とする。

3 助成金の交付を受けようとするもの(以下「助成事業者」という。)に交付する額は、1 社につき 150 万円を上限とする。

(事業計画書の提出等)

第 4 条 助成事業者は、事業計画書(様式第 1 号)に旅行商品の旅程表を添えて、送客開始予定日の 7 日前までに社団法人福井県観光連盟(以下「連盟」という。)に提出しなければならない。

(交付の内定と制限)

第 5 条 連盟は、第 4 条により提出された書類を審査し、助成金の交付および交付金額の内定を行い、助成内定通知書(様式第 2 号)により助成事業者に通知するものとする。

(事業の変更または中止の申請)

第 6 条 助成事業者は、内定を受けた事業の内容を変更または中止するときは、事業内容変更申請書(様式第 3 号)により連盟に申請しなければならない。

(月次報告)

第 7 条 助成事業者は、事業計画書を提出した月から、第 9 条による書類を提出する月までの間、毎月 10 日までに前月の送客数を月次報告書(様式第 4 号)により連

盟に書面で報告しなければならない。

(内定の変更)

第8条 連盟は、助成事業者に事業の進行状況等について照会することができる。このとき、助成事業者は、照会を受けてから10日以内に事業の進行状況、今後の見込み等について、文書で回答しなければならない。

2 連盟は、前項の文書または第6条による事業計画変更申請書を審査し、内定を変更することができる。

3 前項に規定する場合において、内容変更通知書(様式第5号)により助成事業者に通知するものとする。

(事業の実績報告および交付申請等)

第9条 助成事業者は、事業完了の日から30日以内または2007年3月31日までに、交付申請書兼事業実績報告書(様式第6号)、旅程表の写し、旅行者氏名一覧表、宿泊者数を証明する書類を連盟に提出しなければならない。

(ファクシミリの利用)

第10条 第4条、第7条および第8条に係る助成事業者の書類の提出は、ファクシミリによることができる。ただし、第4条に係る書類については、同時に提出すべき書類すべてを送信し、その7日以内にこれらの原本を提出することを条件とする。

(助成金の額の確定等)

第11条 連盟は、第9条により提出された書類を審査し、事業の実施が確認されたときは、内定を決定に変更し、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第7号)により助成事業者に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、金融機関における助成事業者の外貨口座等へ円建てで振込むことにより行うものとする。ただし、送金手数料は、助成事業者が負担するものとし、その支払いは助成額から当該手数料額を控除することにより行うものとする。

(助成金の経理等)

第12条 助成金の交付を受けた事業者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理のもとに5年間保存しなければならない。

(助成金の交付の内定等の取り消しおよび返還)

第13条 連盟は、助成金の交付を受けた事業者がこの要領の規定に違反したとき、また

は事業計画書や交付申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付の内定や決定を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、連盟が別に定める。